【追加料金について】

- 1 「施設使用料」のほか、舞台の演出によって「**附属設備使用料」・「追加人件費」・「追加機材費」・「ピアノ調律料」**が発生します。詳しくは17頁、18頁をご覧ください。
- 2 入場料を徴収する場合は「施設使用料」が加算されます。詳しくは14頁をご覧くた。
- 3 打合せ時に見積りを出しますので、**使用当日に現金でお支払い**頂きます。

※ 附属設備使用料

- 1 ホール備付の設備を使用する場合に発生する料金であり、附属設備使用料の計算は「**単価×使用数量×ホール予約区分数**」となります。
- 2 区分数は、**附属設備を使用した区分数ではなくホールを予約している区分数**に なりますので、お間違えのないようにお願いします。
- 3 冷暖房料については、「単価×<u>冷暖房の時間数</u>」となります。
 【例】 スプリングホールを4区分(1日目「夜」、2日目「朝・昼・夜」)予約し、
 ボーダーライト(単価880円)を2個使用した場合の設備使用料
 【設備使用料】880円×2個×4区分=7.040円

※ 追加人件費

- 1 施設使用料には、**スプリングホールは3人分、サンホールは2人分**のホール スタッフの人件費が含まれています。
- 2 追加人件費は、基準を超えるスタッフが必要な場合に発生します。

※ 追加機材費

ホール備付設備以外の機材を使用する場合に発生します。

※ ピアノ調律料

- 1 ピアノの調律を希望する場合に発生します。
- 2 当センターでは、ピアノの管理上、調律師の乗り込みをお断りしております。 **調律を希望する場合は、必ず当センターにご依頼**ください。

※ 施設加算使用料

1 入場料を徴収する場合に施設使用料の加算が発生します。

【問い合わせ先】

春日市ふれあい文化センター

〒816-0831 春日市大谷6丁目24番地

Tel: 092-584-3366 (代表)

Fax: 092-501-1669